

学会発表・論文投稿における倫理指針（カテゴリー分類）

個々の研究については、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等に基づいて各研究者で確認すること。

Start

あなたの発表・論文の内容は以下の条件にあてはまりますか？
 ヒトES細胞、ヒトiPS細胞、ヒト組織幹細胞を利用した臨床研究である（但し、これらの細胞を用いた基礎研究のみであればNOへ進む）
 ヒトの遺伝子治療に関する研究

NO

YES

9例以下をまとめた介入を伴わない症例報告である。
 対応表のない匿名化された情報（特定の個人を識別できないものに限る）のみを用いる研究である。
 匿名加工情報または非識別加工情報のみを用いる研究である。
 遺伝子・蛋白などの分子生物学的情報のみを利用した研究である。
 論文や公開されているデータベース、ガイドラインのみを用いた研究、あるいは法令に基づく研究である。
 培養細胞（ES細胞、iPS細胞、組織幹細胞を含む）を用いた基礎的研究で特定の患者情報を利用しない研究である。

YES

NO

あなたの発表・論文の内容は以下の条件にあてはまりますか？
 臨床研究目的で既承認薬の投与やその適応外使用、未承認薬の使用を行った。
 保険適応のない先進的な治療（ロボット手術など）を行った。
 研究目的のために侵襲的な画像検査や侵襲的に組織採取を行った（治療の上乗せとして採取された組織を研究に利用した場合はNOへ進む。研究目的の少量の採血や唾液・糞・尿の採取も軽微な侵襲なのでNOへ進む。別の研究で侵襲的に採取された保存試料を利用した研究もNOへ進む）
 介入を伴う前向きランダム化比較試験（RCT）もしくは前向きシングルアーム試験。
 子孫に受け継がれるヒト生殖細胞系列の遺伝子変異または多型性に関する研究

YES

NO

人体から採取された試料を用いた研究である。

NO

YES

前向き研究である

NO

YES

倫理審査委員会の審査と承諾は不要
 （症例報告／対応表のない匿名化された情報、匿名加工情報、非識別加工情報のみを利用した研究／論文や公開されているデータベース、ガイドラインのみを用いた研究／培養細胞のみを用いた研究／法令に基づく研究など）

以下の要件をすべて満たす必要がある。
 倫理審査委員会や治験審査委員会（IRB）、あるいはそれに準じた諮問委員会の迅速審査に基づく施設長の許可
 オプトアウトの利用可
 （人体から採取された試料を用いない観察研究もしくは、人体から採取された試料を用いる後ろ向き観察研究）
 注：多施設共同研究の場合は迅速審査は不可

以下の要件をすべて満たす必要がある。
 倫理審査委員会や治験審査委員会（IRB）、あるいはそれに準じた諮問委員会の審査に基づく施設長の許可
 患者もしくは代諾者の同意
 （人体から採取された試料を用いる前向き観察研究）

以下の要件をすべて満たす必要がある。
 倫理審査委員会や治験審査委員会（IRB）、あるいはそれに準じた諮問委員会の審査に基づく施設長の許可
 患者もしくは代諾者の同意
 介入研究のみ公開データベースへ登録
 （侵襲を伴う研究や介入研究もしくは子孫に受け継がれるヒト生殖細胞系列の遺伝子変異または多型性に関する研究）

以下の条件をすべて満たす必要がある。
 倫理審査委員会、あるいはそれに準じた諮問委員会の審査に基づく施設長の許可
 患者もしくは代諾者の同意
 厚生労働大臣の許可
 （遺伝子治療やヒト幹細胞を用いる臨床研究）

◆オプトアウトとは？◆
 当該研究について情報を研究対象者等に直接通知するか、または当該施設の掲示板やホームページ上で公開し、研究対象者等が研究への参加を拒否する機会を保障するものを指します。同時に拒否の意思表示を受け付ける窓口（連絡先）を明示する必要があります。

※本指針は、日本腹部救急医学会及び日本消化器病学会作成の倫理指針を元に作成しています。

* 人体から採取された試料とは：診療の一環として人体から採取された様々な試料を用いた研究を行うこと。遺伝子解析や蛋白発現解析を含む。但し、解析結果が診療に直接生かされることが医学的に確立されている臨床検査（大腸がんの K-ras 遺伝子変異， GIST の c-kit 遺伝子変異など）を扱った研究は B1 として差し支えない。

カテゴリー分類	A	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 9 例以下の介入を伴わない症例報告で、子孫に受け継がれるヒト生殖細胞系列の遺伝子変異や多型性を解析していない。 ➢ 対応表のない匿名化された情報（特定の個人を識別できないものに限る）のみを用いる研究。 ➢ 匿名加工情報または非識別加工情報のみを用いる研究。 ➢ 論文や公開されたデータベース，ガイドラインの解析のみの研究。 ➢ 広く使用されている培養細胞（ES 細胞，iPS 細胞，組織幹細胞を含む）のみを用いた研究 ➢ 法令に基づく研究
	B ₁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人体から採取された試料を用いない観察研究もしくは、人体から採取された試料を用いる後ろ向きの観察研究。
	B ₂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人体から採取された試料を用いる前向きの観察研究。但し、子孫に受け継がれるヒト生殖細胞系列の遺伝子変異や多型性を解析していない。
	C	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 研究目的で通常の診療を越える医療行為（介入）を行った症例報告 ✓ 前向きの介入研究 ✓ 侵襲を伴う研究（但し、別の研究目的で侵襲的に採取され保存してあった試料を用いた新たな研究で、採取時に包括同意が得られていた場合はカテゴリー B1 に該当する）。 ✓ 子孫に受け継がれるヒト生殖細胞系列の遺伝子変異または多型性に関する研究
	D	<ul style="list-style-type: none"> □ ヒト ES 細胞や iPS 細胞，組織幹細胞を利用した臨床研究 □ ヒトの遺伝子治療に関する研究

※本指針は、日本腹部救急医学会及び日本消化器病学会作成の倫理指針を元に作成しています。